

# 令和6年度 第1回 静岡市在宅医療・介護連携協議会

## 次 第

日 時 令和6年5月22日（水）19:15～20:45（予定）  
場 所 静岡市役所静岡庁舎 新館9階 特別会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 挨 捶

4 会長及び副会長の選任

5 議 事

（1）協議事項

・令和6年度静岡市在宅医療・介護連携推進事業計画（案）（資料1）

6 閉 会

### <配付物>

- ・次第
- ・委員名簿
- ・資料1 令和6年度静岡市在宅医療・介護連携推進事業計画（案）
- ・参考資料1 静岡市附属機関設置条例（抜粋）
- ・参考資料2 静岡市在宅医療・介護連携協議会部会設置規則
- ・冊子 静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画〔2023-2030〕  
よくわかる在宅医療・介護〔2024年度版〕  
エンディングノート～これから的人生を豊かにしていくために～

## 令和6年度 静岡市在宅医療・介護連携協議会 協議会委員名簿

(氏名五十音順)

	所 属	氏 名 (敬称略)
1	市民委員	石上 喜久乃
2	つどいのおかクリニック	岡 慎一郎
3	市民委員	小長井 隆
4	一般社団法人 静岡市ケアネット協会	近藤 久美子
5	清水薬剤師会	柴田 昭
6	一般社団法人 静岡市静岡歯科医師会	下村 洋介
7	一般社団法人 静岡市静岡医師会	鈴木 研一郎
8	静岡県リハビリテーション専門職団体協議会	瀧 和人
9	清水介護保険事業者連絡会	土屋 攝子
10	静岡市訪問看護ステーション連絡会	坪井 早苗
11	地方独立行政法人 静岡市立静岡病院	繩田 隆三
12	城東地域包括支援センター	原田 むつみ
13	静岡県立大学 経営情報学部	東野 定律
14	一般社団法人 静岡県医療ソーシャルワーカー協会	矢野 裕基
15	一般社団法人 静岡市清水医師会	吉永 治彦

## 令和6年度 在宅医療・介護連携推進事業 事業計画（案）

1 静岡市在宅医療・介護連携協議会	2
2 在宅医療・介護連携推進事業	5
3 かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業	6

# 1 静岡市在宅医療・介護連携協議会及び部会

## 所掌事務

- 1 在宅医療及び在宅介護の連携の推進に関する事項について調査審議すること。
- 2 在宅医療及び在宅介護の連携の推進に係る関係機関及び関係団体との連絡調整を図ること。

## 設置根拠

- ◆ 地方自治法第138条の4 第3項…市の附属機関
- ◆ 静岡市附属機関設置条例 ※29年度までは静岡市在宅医療・介護連携協議会要綱
- ◆ 静岡市在宅医療・介護連携協議会部会設置規則

## 介護保険 の 位置付け

- ◆ 介護保険法第115条の45第2項第4号…地域支援事業 在宅医療・介護連携推進事業
  - ◆ 地域支援事業実施要綱
- 別記3 包括的支援事業(社会保障充実分)
- 「1 在宅医療・介護連携推進事業」
    - (3) 事業内容 イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討  
地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行う。

## 協議会

構成

R6

1	学識経験者
2	静岡市静岡医師会
3	静岡市清水医師会
4	静岡歯科医師会 ※R8~9年度は清水歯科医師会
5	清水薬剤師会 ※R8~9年度は静岡市薬剤師会
6	静岡市訪問看護ステーション連絡会
7	静岡市ケアマネット協会
8	清水介護保険事業者連絡会 ※R8~9年度は静岡市介護保険事業者連絡協議会
9	静岡県医療ソーシャルワーカー協会
10	静岡県リハビリテーション専門職団体協議会
11	地域包括支援センター
12	静岡県立大学
13	静岡市立静岡病院
14	市民委員
15	市民委員

## 部会

企画部会  
<事業の企画に関すること>

情報共有部会  
<情報の共有に関すること>

啓発研修部会  
<研修の実践に関すること>

地域支援部会  
<地域の活動に関すること>

協議会委員及び臨時委員から会長が指名

# 1 静岡市在宅医療・介護連携協議会及び部会

その他（附属機関の留意点・原則）

◇ 委員の構成	・学識経験を有する者 ・医療又は介護に関する事業を実施する団体の代表者 ・公募による市民
◇ 委員の数	・15人以内
◇ 委員の再任、複数の附属機関等の選任制限	・通算3期まで（任期2年） ・附属機関は5つまで（市民委員は2つまで）
◇ 委員の氏名等の公表	・市のホームページに掲載
◇ 会議、会議録の公表	・傍聴、市のホームページに掲載
◇ 処遇等	・報酬 1回につき11,500円 ・費用弁償 公共交通機関の交通費実費

R5年度実績

	回数	主な議題
協議会	4回	・令和5年度事業計画、インデ イング ノートの進捗、令和5年度事業実績に関する協議
企画部会	2回	・かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業に関する協議
情報共有部会	2回	・かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業に関する協議
啓発研修部会	2回	・専門職対象研修及び市民公開講座の企画、運営に関する協議
地域支援部会	1回	・「自宅でずっと」在宅医療・介護連携事業に関する協議
インデ イング ノート 作成部会（臨時）	5回	・インデ イング ノートの内容に関する協議

合同開催

# 1 静岡市在宅医療・介護連携協議会及び部会

R6年度計画

	回数	主な議題
協議会	2回	・令和6年度事業計画、令和6年度事業実績に関する協議
企画部会	2回	・かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業に関する協議
情報共有部会	2回	・かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業に関する協議
啓発研修部会	2回	・ACPの理解促進に係る専門職対象研修及び市民公開講座の企画、運営に関する協議
地域支援部会	2回	・ACPの理解促進に係る地域の活動に関する協議

スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会			1									2
企画部会				1						2		
情報共有部会				1						2		
啓発・研修部会				1	研修		2			講座		
地域支援部会				1			2					

## 2 在宅医療・介護連携推進事業

<計画>

■「自宅ずっと」在宅医療・介護連携推進事業（随時）

- ・「自宅ずっと」ミーティングは、地域包括支援センターが各圏域で継続実施中。

■シズケア＊かけはしを活用したモデル事業（通年）

- ・シズケア＊かけはし未加入事業所（30か所）の1年間分の利用料を市が負担。

■医療・介護・福祉スーパーバイザー人材配置事業（通年）

- ・静岡及び清水医師会に、医療・介護・福祉スーパーバイザー各1名の配置を継続し、相談対応、関係機関等との調整を行う。
- ・各スーパーバイザーと市担当者による担当者連絡会を開催し、情報共有を図る。

■在宅医等養成研修事業（両医師会と調整）

- ・医師や専門職を対象に在宅医療に関心を持つもらえる取組を研修内容とし、進めていく。
- ・在宅医療を行っている医師に同行する研修等について、両医師会と協議し実施する。

■専門職対象研修（8月頃）

- ・年1回開催。テーマはエンディングノートを通したACPの実践に関する内容を予定している。。
- ・啓発研修部会・地域支援部会で詳細を協議する。

■在宅医療市民公開講座（1月頃）

- ・年1回開催。内容は、看取りやACPを普及啓発するものとする予定。
- ・啓発研修部会・地域支援部会で詳細を協議する。

■在宅医療・介護出前講座（随時）

- ・開催希望団体から随時開催を受け付け、講師とのマッチングにより講師を派遣する。
- ・テーマは「よくわかる在宅医療・介護」と題し、専門職の立場からの在宅医療の普及啓発を図る。

■市民啓発パンフレット（随時）

- ・「よくわかる在宅医療・介護」10,000部を作成、配布

■ACPの理解促進（随時）

- ・終末期医療に対する希望や人生の最終段階の医療、もしもの場合の話し合い・相談などを進め、本人らしい最期のあり方を考えるために、市民や専門職への啓発を行う。

### 3 かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業

#### 【目的】

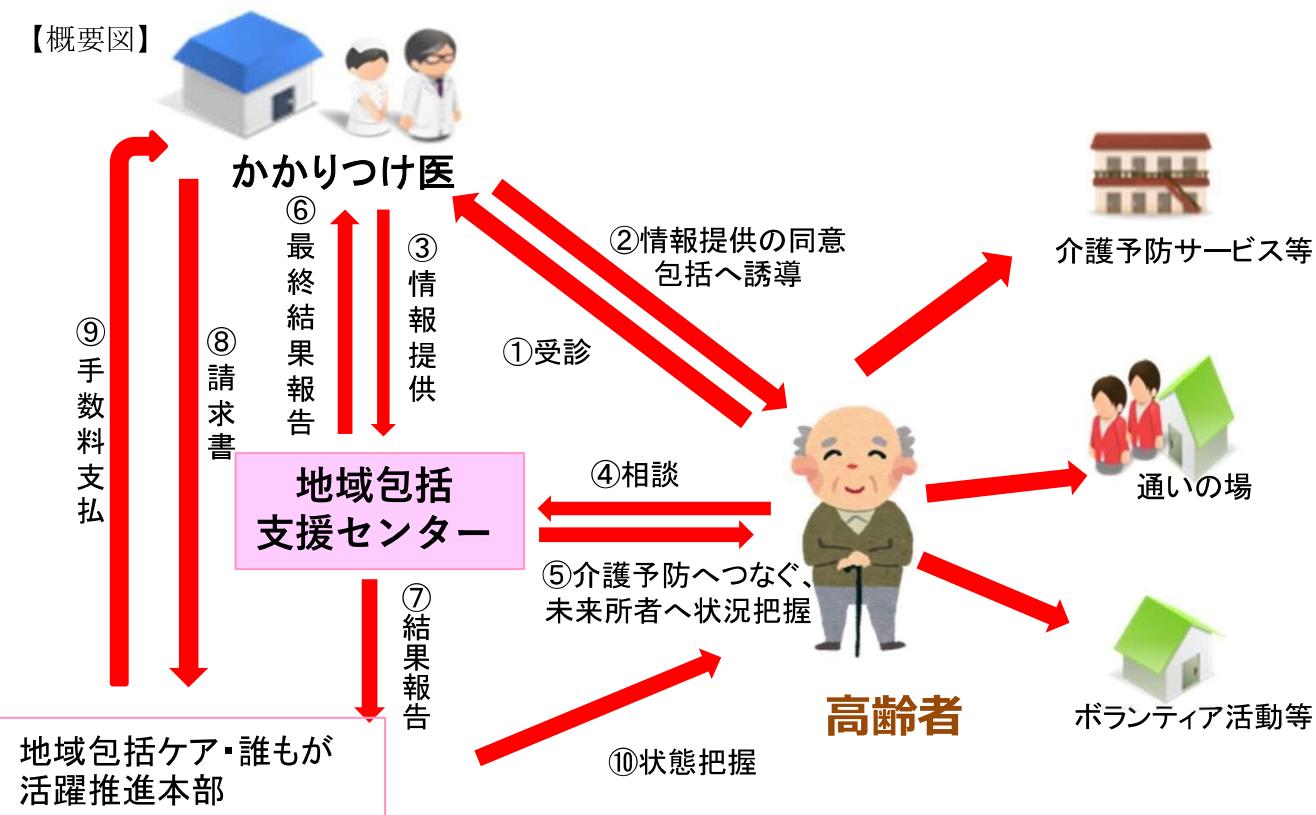
高齢者を対象に、かかりつけ医が日常の受診の機会をとらえ、フレイルに関する「総合的評価」を実施し、高齢者の状態に応じた介護予防サービス等につなげる仕組みをつくり、高齢者の介護予防を促進する

#### 【対象】

以下、①～④の全てを満たす者

①75歳以上80歳未満、②介護認定を受けていない、③急性疾患を除く、④介護予防、他者との交流や社会参加の機会を増やすことが望ましいと医師が判断した方

#### 【概要図】



#### 【概要】

- ①高齢者が、かかりつけ医へ定期受診。
- ②かかりつけ医は、【対象】の条件を満たす高齢者に本事業を説明し、同意を得る。そして、「後期高齢者の質問票」を用い総合的評価を実施し、総合的評価対象者(以下、「被評価者」という。)全員を地域包括支援センター(以下、「包括」という。)へ誘導する。
- ③かかりつけ医は、包括へ「後期高齢者の質問票」と「総合的評価実施報告書」を情報提供する。
- ④被評価者は包括へ相談する。
- ⑤包括は、相談に来た被評価者をかかりつけ医からの情報を基に、介護予防サービスや通いの場及び、通いの場等でのボランティア活動等を勧める。なお、相談に来ない被評価者へは、状況把握のため架電する。
- ⑥包括は、かかりつけ医へ「最終結果報告書」を送付する。
- ⑦包括は、本事業の実施状況を、市へ定期的に報告する。
- ⑧かかりつけ医は、市へ請求書を送付する。
- ⑨市は、かかりつけ医へ手数料を支払う。
- ⑩市は、被評価者の状態変化を把握とともに、本事業の効果検証をする。

#### <計画>

- ・参加かかりつけ医： 35人 、 対象者数：1,400人
- ・令和5年度に引き続き、企画部会・情報共有部会にて詳細を検討